

情報漏えい等事案等対応手続¹

(目的)

第1条 本手続は、「個人情報取扱規程」第9条及び「匿名加工情報等取扱規程」第9条に基づき、個人データの漏えい、滅失又は毀損等の事案（以下「漏えい等の事案」という。）又はその兆候が発生した場合における当社における対応についての手続について定める。

(用語)

第2条 本規程の用語については、「個人情報取扱規程」及び「匿名加工情報等取扱規程」の定めるところに従う。

(所管部署)

第3条 【総務部】を本手続の所管部署とし、以下の対応について、関係各部と連携して責任をもって行う。

- (1) 被害の拡大の防止
- (2) 事実関係の調査、原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討・実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- (6) 事実関係、再発防止策等の公表
- (7) 関係当局への報告

2. 事務取扱責任者である【総務部長】を本手続に定める対応を率先して行う。【総務部長】が不在の場合は、【総務副部長】が対応を代行する。

3. 事務取扱責任者は、本手続について定期的（年1回程度）に見直しを行う。

(第一報)

第4条 当社の従業員は、個人情報又は匿名加工情報等の漏えい等の事案又はその兆候の発生を認識した場合には、【総務部】に報告をしなければならない。

【総務部】の連絡先：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇（内線〇〇、△△、××）

(被害の拡大の防止)

¹ GL（通則編）8-3(4)（組織的安全管理措置・漏えい等の事案に対応する体制の整備）の「手法の例示」。なお、漏えい等事案が発生した場合については、GL（通則編）4（漏えい等の事案が発生した場合等の対応）において、『漏えい等の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める。』とされている。

第5条 事務取扱責任者は、前条の第一報があった場合、速やかに個人情報又は特定個人情報又は匿名加工情報等の漏えい等の防止その他の暫定措置を講ずるように関係部署に対して指示をする。

2. 外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等のLAN ケーブルを抜いてネットワークからの切り離しを行う等、適切な対応について、関係部署に対して指示をする。

(経営陣への報告)

第6条 事務取扱責任者は、必要と認められる場合、直ちに、代表取締役及び関係担当取締役に対して報告を行う。

(事実関係の調査、原因の究明)

第7条 事務取扱責任者は、関係部署と連携の上、以下の観点において事実関係の調査を行う。

- (1) 漏えい等があった個人情報を取扱う部署及び担当者の特定
- (2) 漏えい等のルートの解明
- (3) 漏えい等の有無の確認 (漏えい等していた場合には、漏えい先の特定を含む。)
- (4) 漏えい等の対象となる本人、情報の項目及び人数の特定

2. 事務取扱責任者は、原因の究明にあたっては、以下の観点により検討を行う。

- (1) 全社レベルの問題か・各部レベルの問題か
- (2) 社内規程等に不備がなかったか
- (3) 安全管理措置 (組織的・人的・物理的・技術的) に不備はなかったか (特に、不正アクセスの場合は、技術的安全管理措置において情報システムシステムの脆弱性・不備はなかったか)
- (4) 組織全体の問題か・個人に起因する原因か

3. 当社の情報システムに対する不正アクセスが認められる場合は、外部のフォレンジック専門業者に委託をして事実関係の調査及び原因の究明を行う。

4. 事務取扱責任者は、必要に応じて、警察、弁護士等に対して相談を行う。

(影響範囲の特定)

第8条 事務取扱責任者は、前条で把握した事実関係に関して、漏えい等の対象となる情報の本人の数、漏えいした情報の内容、漏えいした原因等を踏まえ、影響範囲を特定する。

(再発防止策の検討・実施)

第9条 事務取扱責任者は、第7条で究明した原因及び前条で特定した影響範囲を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

2. 再発防止策は以下の観点に留意して策定するものとする。

- (1) 全社レベルの見直しが必要か、各部レベルの見直しで足りるか
- (2) 社内規程等の見直しが必要か
- (3) 安全管理措置（組織的・人的・物理的・技術的）の見直しが必要か
- (4) 運用の見直しやモニタリングで足りるか

（関係者の処分）

第10条 人事部長は、就業規則に基づき、関係者を懲戒処分等する。

2. 事務取扱責任者は、必要に応じて、関係者について刑事告発を行う。

（影響を受ける可能性のある本人への連絡等）

第11条 事務取扱責任者は、個人データ又は匿名加工情報等の漏えい事案等が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ謝罪の連絡をし、又は、当社のホームページに事実の概要及び専用窓口を公表することにより本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

2. 前項にかかわらず、本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合（以下の場合をも含むがこれらの場合に限られない）には、本人への連絡等を省略することができる。なお、サイバー攻撃による場合等で、公表することでかえって被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合には、専門機関等に相談するものとする。

- (1) 紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合
- (2) 高度な暗号化等の秘匿化が施されていて紛失したデータだけでは本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合

（影響を受ける可能性のある本人への賠償）

第12条 事務取扱責任者は、個人データ又は匿名加工情報等の漏えい事案等が発生した場合、漏えい等の対象となった情報の内容、漏えい等の態様等の事実関係及び究明した原因、他の同種事案における賠償額等を考慮して、影響を受ける可能性のある本人への賠償額（金銭以外の賠償を含む。）及び賠償方法を決定する。

（事実関係、再発防止策の公表）

第13条 事務取扱責任者は、個人データ又は匿名加工情報等の漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表するものとする。

2. 前項にかかわらず、本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合（以下の場合をも含むがこれらの場合に限られない）には、事実関係及び再発防止策等についての公表を省略することができる。なお、サイバー攻撃による場合等で、公表することでか

えて被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合には、専門機関等に相談するものとする。

- (1) 紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合
- (2) 高度な暗号化等の秘匿化が施されていて紛失したデータだけでは本人の権利利益が侵害されていないと認められる場合

(個人情報保護委員会への報告)²

第14条 事務取扱責任者は、個人データの漏えい等の事案が発生した場合、速やかに、個人情報保護委員会に報告する。

2. 前項にかかわらず、ファクシミリやメールの誤送信（宛名及び送信者名以外に個人情報が含まれていない場合に限る。）の場合は、個人情報保護委員会への報告を月に一回ごとにまとめて実施することができる。なお、内容物に個人情報が含まれない荷物等の宅配又は郵送を委託したところ、誤配によって宛名に記載された個人データが第三者に開示された場合については、報告する必要はない。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、取締役会の決定により行うものとする。

附則

本規程は、平成29年〇月〇日より施行する。

² 匿名加工情報や加工方法等情報の漏えいについて報告制度が現時点において設けられるか不明であるので規定していない。